



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 規則
 - *1 和歌山県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則 (総務学事課)..... 1
- 教育委員会規則
 - *1 和歌山県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則 2
- 告示
 - 53 救急病院の認定 (医務課)..... 2
 - 54 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 2
 - 55 肥料取締法による肥料の登録の失効 (果樹園芸課)..... 3
 - 56 道路の区域変更 (道路保全課)..... 3
 - 57 道路の供用開始 (")..... 3
 - 58 道路の区域変更 (")..... 3
 - 59 道路の供用開始 (")..... 4
 - 60 " (")..... 4
 - 61 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 4
 - 62 日高港港湾計画の変更 (港湾整備課)..... 5
- 選挙管理委員会告示
 - *2 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 5
- 公告
 - 争議行為を行う旨の通知 (労働政策課)..... 6
 - 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブの指定管理者の指定 (教育委員会)..... 6

規 則

和歌山県規則第1号

和歌山県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県個人情報保護審議会規則(平成14年和歌山県規則第95号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(専門委員)

第3条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

和歌山県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年1月23日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県教科用図書選定審議会規則（昭和39年和歌山県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第10条」に、「および」を「及び」に改める。

第3条第4項中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第4条第2項中「うえ」を「上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「第11条」を「第10条」に改める部分に限る。）は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第53号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 和歌浦中央病院
- 2 所在地 和歌山市塩屋6丁目2番70号
- 3 有効期限 平成30年1月15日

和歌山県告示第54号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
City!WAKAYAMA
和歌山県和歌山市元寺町5-58外14筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成26年和歌山県告示第1101号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成27年1月23日から同年2月23日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第55号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成27年1月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
和歌山県第714号	魚かす粉末	9.0魚かす粉末	窒素全量9.0 りん酸全量6.0	該当なし	谷口商工株式会社 紀の川市貴志川町岸宮807	平成27.1.9

和歌山県告示第56号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡北山村大字小松字上ミ小松85番5地内	旧	4.70 } 14.40	80.00	
同上	新	7.70 } 15.30	80.00	

和歌山県告示第57号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村大字小松字上ミ小松85番5地内

供用開始の期日 平成27年1月23日

和歌山県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野天川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字南字ミタケ尾243番31地先から同町大字南字ミタケ尾243番33地先まで	旧	3.34 } 5.44	80.29	
同上	新	8.74 } 14.90	80.00	

和歌山県告示第59号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野天川線

供用開始の区間 伊都郡高野町大字南字ミタケ尾243番31地先から同町大字南字ミタケ尾243番33地先まで

供用開始の期日 平成27年1月23日

和歌山県告示第60号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺白浜線

供用開始の区間 田辺市湊字地下1024番5地先から同市湊字地下1048番1地先まで

供用開始の期日 平成27年1月23日

和歌山県告示第61号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3285	有田市古江見字西坪139番の一部、140番の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 27. 1. 14	5.00	35.00

和歌山県告示第62号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、日高港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成27年1月23日

日高港港湾管理者和歌山県
代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 港湾計画の変更の概要

平成9年和歌山県告示第1151号によりその概要を公示した日高港港湾計画について変更及び追加した事項は、次のとおりである。

（変更理由）

- ・プレジャーボート係留施設の不足を解消するため、塩屋地区において、小型船だまり計画を変更する。

小型船だまり計画

プレジャーボートのための小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

塩屋地区

小型棧橋 1基 [新規計画]

2 港湾計画の縦覧の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾整備課

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第2号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年1月23日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

第1項の表中

医療法人三車会 貴志川リハビリテーション 病院	紀の川市貴志川町丸栖1423番地3	を
社会医療法人三車会 貴志川リハビリテーション 病院	紀の川市貴志川町丸栖1423番地3	に改める。

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、全済生会労働組合有田病院支部執行委員長福島洋から平成27年1月14日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成27年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労使関係改善に関する諸要求
- 2 日時 平成27年1月25日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 済生会有田病院全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）第8条第1項の規定により、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブの指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年1月23日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで